

日 薬 業 発 第 81 号
令 和 2 年 5 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて
(生活保護に関する取扱い)

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課および社会・援護局保
護課保護事業室より連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年度補正予算における「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実
施に伴う薬局における薬剤交付支援事業」及び同事業における留意点等につい
ては、本年5月15日付け日薬業発第76号ほかにてお知らせしたところです。

元来、生活保護受給者に薬剤を送付する際の費用については、薬局に当該費用
を支払った被保護者が福祉事務所に申請して給付を受けるものですが、今般、
「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されていることを受けて、同支援事業
の費用についても同様の取扱いとなることが示されました。

すなわち、薬剤交付支援事業においては、薬局では被保護者から配送料等の患
者負担分（0410 対応の場合 200 円）を徴収し、被保護者はその費用を福祉事務
所に申請することとなります。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 18 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室より各都道府縣市生活保護担当課医療扶助担当係宛てに事務連絡を発出されておりますので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同事務連絡の記の 2. における医療扶助にかかる給付手続きについては、薬局から被保護者に請求を行った後、被保護者から福祉事務所に申請を行うこととなることを申し添えます。



事務連絡
令和2年5月18日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡（以下、「4月10日事務連絡」という。））に従って実施されているところですが、先般、令和2年度補正予算の成立を受け、「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について」（令和2年4月30日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出されているので、生活保護業務においても、下記の点についてご留意いただくとともに、管内実施機関への周知をお願いいたします。

記

1. 4月10日事務連絡の取扱いに従い実施された、電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料等については、4月30日以降厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において実施される「薬局における薬剤交付支援事業（以下、「支援事業」という。）」の対象とされており、生活保護受給者に対する配送料等についても当該支援事業の対象となる。
2. 上記における配送料等の一部患者負担分は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知、令和元年9月25日社援発0925号第2号改正まで）第3の9（2）の尚書きに基づき、医療扶助給付を認めて差し支えない。
なお、支援事業の対象とならず、被保護者に対し配送料等が請求されてい

る場合においても、必要性を確認の上、同様に給付を認めて差し支えない。